

学術論文投稿規定

1. 本誌への投稿者は、原則として本学会の会員に限る。
2. 投稿論文は、女性心身医学の進歩、発展に寄与するもので、論文の種類は、原著、総説、研究報告、症例報告などとし、他誌に発表されていないものに限る。
3. 論文の投稿にあたっては、本会の「学術投稿論文及び学会発表における倫理規定」を遵守し、筆頭著者は、「学術論文投稿及び学会発表倫理規定誓約書」を提出する。
また、本会の「利益相反に関する指針」を参照し、利益相反自己申告書（様式1）にて利益相反状態について申告する。（規定・指針・提出書類は本会ウェブサイト <http://www.jspog.com/> に掲載）
4. 原稿は、原則としてパーソナルコンピューター上のワードプロセッサを使用する。ワープロソフトの種類は Microsoft Word とする。
和文原稿は、A4 版 800 字詰めの横書き（ワープロは 40 字×20 行で行間は 1 行あける）とし、当用漢字、新かなづかいを用いる。英文原稿は、A4 版の用紙を用い、ダブルスペースで、1 頁につき横 60 字、縦 27 行以内の文字をタイプする。
5. 論文の長さは、原則として原著および総説の場合、刷り上りで 8 頁以内（すなわち、図表を含み、表題、所属、著者名、連絡先を除いて、およそ和文 15 枚以内、英文 23 枚以内）とし、研究報告、症例報告などは、刷り上りで 6 頁以内とする。
6. 原著論文の記述は以下の順序とする。
和文原稿は、表題、所属、著者名、連絡先（以上は次頁にも英文も併記し、姓名は Taro YAMADA のように記述）、概要（800 字以内）、英文抄録（Summary：200 語以内）、Key words（5 語以内）、緒言、方法、結果、考察、文献とする。
英文原稿は、和文原稿の記述に準じ、Summary（200 語以内）、Key words、Introduction、Materials and Methods、Results、Discussion、References に分けて記述し、和文抄録（800 字以内）を添付する。なお、研究報告、症例報告などについては、概要と英文抄録は必要としない。
7. 図表は、別に添付し、図 1、表 1 のごとく順番を付し、原稿の右側の欄外に、挿入位置を明示する。
図は、そのまま掲載可能な写植あるいは写植に準じたものを用いる。図の下方に、簡潔な題名、説明を付記する。表は、上方に簡潔な題名を、下方には略語の説明や有意差などを付記する。
8. 測定単位は metric unit を用い、数字は算用数字を用いる。
英語の綴りは米国式とし、本文中に略語を使用する場合は、その単語を最初に用いる箇所、原語を記載の上（ ）内に略語を併記する。
9. 引用文献は、論文に直接関係あるものととどめ、引用順に並べ、本文中には引用部位の右肩に文献番号^{1, 2)}・・・を付ける。著者名は 3 名までを明記し、それ以上は「・・・ら」あるいは「・・・et al.」とする。雑誌名の略称は、日本医学雑誌略名表、Index Medicus に従う。
（雑誌）著者名：表題、雑誌名、巻：頁-頁、発行年（西暦）
（単行本）著者名：表題、編者名、書名、発行地：発行社名；頁-頁、発行年（西暦）
10. 論文の採否は、査読を経て編集委員会で決定する。査読者は編集委員会が委嘱する。
また、原稿は、編集方針に従って加筆、削除、修正などを求める場合がある。
11. 査読後の修正論文の提出期限は、原則、著者への返送から 2 カ月以内とする。1 年を経ても論文の再投稿が無い場合は、意向を確認の

上，論文取り下げの扱いとする。

12. 印刷の初校は著者が行う。ただし，校正は，字句の修正にとどめ，必ず 5 日以内に返送する。
13. 論文掲載に際して規定以上の諸費用がかかった場合および 30 部を超える別刷りの実費は，著者負担とする。希望別冊部数は，あらかじめ E-mail に記載する。
14. 投稿においては，文字原稿と図表は電子媒体を用い E-mail で提出する。また所定の誓約書，利益相反自己申告書を署名捺印し PDF 等で E-mail に添付送信すること。
15. 本誌に掲載された論文その他の著作権は日本女性心身医学会に帰属する。

【投稿先】 jimukyoku@jspog.com

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1

パレスサイドビル

株式会社毎日学術フォーラム内

一般社団法人日本女性心身医学会事務局

TEL : 03-6267-4550 FAX : 03-6267-4555

(施行 : 1998 年 5 月)

(改定 : 2003 年 6 月, 2009 年 6 月, 2012 年 8 月,
2014 年 11 月, 2015 年 10 月, 2018 年 12 月,
2022 年 8 月)

研究における「研究対象者の健康と権利の擁護および個人情報の保護」 のために遵守すべき指針一覧

臨床研究における個人情報の取り扱いについて適正に対処するための倫理指針を下記に示します。
本学会誌に論文を投稿するか、または本学会学術集会などで発表を行う際には、以下の指針を遵守してください。

1. ヘルシンキ宣言（1964 年制定，2013 年 10 月改正）
（内容の詳細については日本医師会ウェブサイト（下記）を参照してください）
<http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html>
2. 文部科学省・厚生労働省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（本文）」
（2021 年 3 月 23 日制定，2022 年 3 月 10 日一部改正，2023 年 3 月 27 日一部改正，2023 年 4 月 17 日一部改正）
（内容の詳細については文部科学省・厚生労働省ウェブサイト（下記）を参照してください）
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/ekigaku.html>
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/>
3. 文部科学省・厚生労働省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（ガイダンス）」
（2021 年 4 月 16 日制定，2022 年 6 月 6 日一部改正，2023 年 4 月 17 日一部改正）
（内容の詳細については文部科学省・厚生労働省ウェブサイト（下記）を参照してください）
<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/ekigaku.html>
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/>
4. 外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会研究発表における患者プライバシー保護に関する指針」（2004 年 4 月 6 日制定，2009 年 12 月 2 日一部改正，2015 年 8 月 28 日一部改正，2019 年 6 月 13 日一部改正）
（内容の詳細については日本外科学会ウェブサイト（下記）を参照してください）
<https://www.jssoc.or.jp/other/info/privacy.html>
5. 学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針
（2023 年 3 月 30 日制定，2023 年 8 月 24 日一部改正）
6. 個人情報の保護に関する法律（2003 年 5 月 30 日施行，2015 年 9 月 3 日改正）

改定 2023 年 7 月

一般社団法人日本女性心身医学会
理事長 高松 潔
倫理委員会

学術論文投稿及び学会発表における倫理規定

「女性心身医学」(以下、本誌)への論文の投稿、及び日本女性心身医学会学術集会(以下、本学術集会)における研究発表にあたっては、以下の倫理規程を遵守することとする。投稿される論文(もしくは、報告される研究)は、研究倫理に則って行われ、その旨が論文に記載されていなければならない。また、日本女性心身医学会(以下、本学会)編集委員会および倫理委員会は、当該研究に関する記録や資料の提出を求めることがある。

第1条 研究倫理委員会等の承認

1. 投稿論文及び発表の研究を実施するにあたり、研究を実施した機関の倫理委員会(もしくは、これに準ずる組織)の承認を得ていることが望ましい。
2. 第1項の承認を得た場合には、その旨を論文に記載する。
3. 論文投稿、学会発表を行う場合は、倫理的問題のないことを確認し誓約書を提出する。「学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針」を参考とすること。
4. 研究を実施した機関の倫理委員会の承認のない場合は、本学会の倫理委員会が、詳細について問い合わせを行うことがある。

第2条 研究対象者の健康と権利の擁護及び個人情報保護

投稿された論文及び発表に用いたデータや個人情報保護は、ヘルシンキ宣言、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(本文)」,「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」, 外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会研究発表における患者プライバシー保護に関する指針」及び個人情報保護法を遵守し、適切に保護されなければならない。

1. 個人情報を含む研究データは盗難や流出がないように適切に管理しなければならない。
2. 研究データは個人が特定化されることによる有害事項が生じないように、十分に注意しなければならない。
3. 症例研究などの個人が特定化されやすい研究発

表の場合は、個人名、施設名、日付などの個人が特定されやすい情報の具体的な表現は避けなければならない。

第3条 研究倫理に関する記載

以下の項目について適切な対応がなされたことを論文中に記載しなければならない。

1. 書面、または、他の適切な方法により研究参加者に参加及びデータ使用(結果の公表)の同意を得る。
2. 研究参加者に、研究の目的や趣旨が十分伝わるように教示する。
3. 研究参加者に対して、自由意志に従って実験や調査への協力が中断できることを明示・保証する(前方視的な臨床研究)。
4. 研究を進める上で、研究参加者に苦痛や不快感、過剰な負担等を与えるような手続きや操作をとらない。仮に不快感を喚起させるような手続きがとられた場合には、適切な対応をする(前方視的な臨床研究)。
5. 人以外の被験体を用いて実験する際、被験体に必要以上の苦痛を与え虐待するような手続きをとらない。

第4条 二重投稿

本誌に投稿される論文及び本学会に発表される研究はオリジナルであり、以下の項目を遵守しなければならない。

1. 論文及び発表は、他の論文等で公表されたものであってはならない。
2. 他の学会誌等に投稿中の論文を投稿してはならない。
3. 他学会誌等で公開された、もしくは投稿中の論文で使用したデータを用いて投稿する際には、その旨を記述するとともに、その論文とは異なる視点でのデータ解析や独自性の高い分析が行われ、その違いが明確にわかるような記述がなされていなければならない。

第5条 論文の虚偽記載等

1. 投稿された論文及び発表のデータの手続きや分

析で、虚偽の記載を行ってはならない。

2. データ捏造を行ってはならない。

第 6 条 著作権の侵害

投稿者は他論文の引用にあたり、著作権を侵害しないようにしなければならない。

1. 著作権に関する認可の取得は、投稿者（著者）の責任にて行う。
2. 外国で開発された尺度等の日本語版を作成する場合には、その著作権者からの許可を文書にて得、投稿時にそのコピーを添付する。
3. 他論文等の文章及び図表をそのままの形で引用する場合、著作権者の許可を得、許可を得た旨とその出典を明記する。

第 7 条 権利関係

1. 当該論文の完成に意義ある貢献を果たし、論文内容に共同の責任を負える者全員が連名者となり、それ以外に研究に寄与した者については謝辞や脚注でそのことを記す。
2. 連名者の記載順序は、その研究への貢献の程度と内容を反映していなければならない。
3. 投稿者は、投稿に先立ち、名前を記載すること

と記載順について、連名者全員の承諾を得る。

4. 審査中に連名者が変更になる場合は、その理由を編集委員会に届け出る。

第 8 条 掲載論文及び発表の取り消し

以下の問題が生じた場合には、すでに掲載された論文であっても、掲載を取り消すことがある。その審議と決定は、編集委員会が理事会との協議のもとで行う。

1. 倫理上の問題が生じた場合
2. データ捏造等、虚偽の記載が判明した場合
3. 二重投稿であることが判明した場合
4. その他、編集委員会において疑義が生じた場合

第 9 条 規程の改廃

この規程の改廃は、幹事会の議を経て決定し、理事会の承認を得るものとする。

（施行：2014 年 11 月）

（改定：2021 年 4 月）

（改訂：2022 年 3 月 10 日）

（改訂：2022 年 7 月 29 日）

（改訂：2023 年 7 月 19 日）

学術論文投稿及び学会発表倫理規定誓約書

下線部に必要事項を記入後、投稿論文及び発表（抄録）に同封（メールの場合は添付）して送付すること。

題名： _____

著者あるいは演者名： _____

_____（筆頭者を最初に記載）

- ☐ 内にチェックを入れ提出する
- ☐ 本論文あるいは発表内容を他誌に投稿していない。
- ☐ 特定の施設の名称や個人情報は匿名化している。
- ☐ ヘルシンキ宣言、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（本文）」、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」、外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会研究発表における患者プライバシー保護に関する指針」、日本医学会連合「学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針」及び個人情報保護法を遵守している。
- ☐ 共同執筆者（共同研究者）の了承を得ている。
- ☐ 他者の論文や他者の発表の文章や図表などの引用を明記している。
- ☐ 診療に関する発表は関連する医療専門職（有資格者）の指導及び確認を得ている。

・ 倫理的事項に関しては、関連する倫理委員会で審議され、承認済みである。

倫理委員会名： _____ 承認： _____ 年 _____ 月 _____ 日

* 倫理委員会の承認がない場合は記入されなくて結構ですが、編集委員会・倫理委員会で問題点が指摘された場合は、お問い合わせをさせていただくことがあります。

本論文が採択された場合は、その著作権を日本女性心身医学会に委譲することに同意します。

上記内容に相違ないことを誓います。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

論文・発表筆頭者署名： _____（捺印）

* メールに添付の場合は PDF 作成などにより自筆（捺印）が確認できるようにすること

(2023.7.19)